

## 県庁本館 6 階 LAN 配線改修仕様書

### 1 目的

令和 8 年 1～2 月に実施される県庁オフィス改革に併せて行う本館 6 階事務機械室の移転に伴い、現在事務機械室内に設置しているネットワーク機器及びそれらを収納したラック（以下「機器・ラック」という。）も移転する必要があるため、関連する LAN 配線設備の改修を行うものである。（機器・ラックの移設については本仕様書の対象外とする。）

### 2 履行期間

契約締結日から約 150 日間（ただし、令和 8 年 3 月 20 日まで）。なお、LAN 配線作業は令和 8 年 2 月 20 日までに完了させること。

本改修の作業期間は別紙 1「作業スケジュール」のとおり。

具体的な作業工程については、本館 6 階のオフィス改革、事務機械室移転及び付随する電気設備等の改修、並びに機器・ラックの移設の受注者と調整の上、作業を実施すること。

### 3 作業時間

執務室内での作業は業務時間（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）以外に実施すること。

執務室以外での作業は業務時間中であっても業務に影響のない範囲で作業できるものとする。

ただし、庁内ネットワーク設備の通信遮断が必要な作業については平日夜間又は休日作業とする。

### 4 履行場所

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁本館 6 階

なお、本館 6 階の事務機械室等移転の詳細は別紙 2「執務室等改修図」のとおり

### 5 関係契約との連携

本業務においては、関連する機器・設備の賃貸借及び保守業者（以下「保守業者」という。）と誠意をもって協議・調整等の連携を図りながら、既存 LAN 環境に支障の無いよう業務を行うこととし、作業に当たっては、事前に保守業者と連絡を取り、作業スケジュールや作業範囲について明確にし、現地作業時には、保守業者を立ち合わせて実施し、以降の保守を保守業者で実施できるよう引き継ぎを行うこと。

また、事前に保守業者と協議を行い作業内容等の調整を行い、作業実施計画等提出前に協議結果を提出すること。調整不十分の場合再調整を求めるものとする。なお、これらに係る全ての費用は受注者の負担とする。

締結中の契約：電子複写機賃貸借及び保守一式

契約期間：令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 31 日まで

契約業者：富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 長野支社長

## 6 業務内容

### (1) 本館6階事務機械室の機器・ラック及びLAN配線設備の概要

機器・ラックは、SW機器等が一体的に収納されており、本館6階の各執務室のネットワーク機器とLAN配線（天井裏）で接続されている。また、本館6階事務機械室内の電子複合機ともLAN配線で接続されている。

### (2) 業務の内容

ア 前もって設置される移転後の機器・ラック（新規設置）から移転元の機器・ラックまでの仮配線を設置すること。仮配線はCat5Eとし、既存ケーブルと中継ジャックで接続すること。また、機器・ラック（新規設置）までの光配線を敷設すること。

イ 本館6階各執務室ネットワーク機器から機器・ラック（新規設置）までのLAN配線を敷設すること。配線はCat6とすること。

なお、天井裏配線とすること。

また、LANケーブルの両端には、接続場所がわかるタグを取り付けること。

ウ 配線後は通信接続試験を実施し、疎通確認を行うこと。なお、異常があれば直ちに補修すること。

エ 疎通確認後、既存のLAN配線は全て撤去すること。なお撤去にかかる費用は受注者が負担すること。

オ LANケーブル等必要な資材は受注者が用意すること。

### (3) その他

ア 既存の建築物及び工作物等に汚染、損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障を含む）が生じるおそれのある場合は、養生を行うこと。なお損傷が生じた場合は、受注者の責任と負担において速やかに復旧すること。

イ 接続機器類は、保守業者と密接な連携を図りながら、すべて取り付け後に動作確認を行い、正常動作を確認すること。

ウ 本改修の実施に先立ち、保守業者との協議、技術内容の開示要請等が必要な場合は、受注者の責任において処理することとし、費用は受注者が負担すること。

エ 作業を開始する前に作業実施計画書を作成し、発注者及び保守業者と協議し、その結果を踏まえて行うこと。また、詳細事項については、随時発注者及び保守業者と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

オ 本改修において設置した機器等については1年間を瑕疵期間とし、発注者及び保守業者の作業依頼に応じること。機器の交換が必要な場合は速やかに良品と交換（機器の設置、設定、動作・接続確認等に係る全ての作業を含む。）を行うこと。

カ 別紙1「作業スケジュール」、別紙2「執務室等改修図」は変更となる場合がある。なお、変更が生じた場合は、その都度協議を行うこととする。

## 7 前提条件

- (1) 庁内ネットワーク設備の通信遮断が必要な場合、停止日時の調整をデジタルインフラ整備室と行うこと。
- (2) 本業務に関する基準言語は、日本語とする。

## 8 納入物

以下に示す納入物について、紙媒体1部、電子媒体1部を発注者へ納入すること。

- (1) スケジュール（全体／タイムスケジュール）
- (2) 作業実施計画書
- (3) 動作検証報告書
- (4) 作業報告書
- (5) LAN配線図

## 9 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と打ち合わせを行い対処すること。